

広島県毛筆・画筆製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

広島県の区域内で毛筆・画筆製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 毛筆製造の業務

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品目	規格	工程	金額
小筆	穂首の長さが3.03センチメートル以上3.18センチメートル以下のもの	穂首づくり	33円
		くり込み	4円13銭
		仕上げ	4円68銭
太筆	穂首の長さが5.45センチメートルのもの	穂首づくり	50円60銭
		くり込み	5円78銭
		仕上げ	10円45銭

(2) 画筆製造の業務

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品目	規格	工程	金額
画筆	0・2・4号	穂首通し（接着あり）	1円21銭
		仕上げ	1円10銭
	6・8・10号	穂首通し（接着あり）	1円32銭
		仕上げ	1円27銭
	12号以上	穂首通し（接着あり）	1円82銭
		仕上げ	2円04銭

備考 規格は、国内サイズ（偶数号）であり、貿易サイズ（奇数号）を除く。

「穂首通し」とは、穂首をそろえて金具付けをする工程。

4 効力発生の日

平成29年5月20日